

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月16日 (採決)

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	12番	荒 牧 泰 範		

欠席議員

11番 松 田 國 守

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、松田議員が欠席ですが、定足数に達していますので開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月8日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間を頂いておりましたので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第7号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第7号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、また、住民にとってより効率的かつ簡素な申請を実現するための押印見直しの実施のため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、書類等の押印について削除が適当とした箇所を改めるものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第8号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、個別の条例等で規定されていた附属機関を本条例中に掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものがあります。

改正の主な内容は、町長及び教育委員会の附属機関として、委員会や審査会等を規定するものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 9 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、本条例中に報酬額を掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、特別職非常勤職員のうち、報酬額が予算に定められた範囲内として規定されていた職員について、各区分に応じた報酬額を規定するものであります。

この条例については、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 10 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、監査委員事務局を単独で設置することに伴い、監査委員事務局長が置かれることになり、事務局長の職務及び級の明確化を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、級別標準職務表の6級に規定されている「議会事務局長」を「事務局長」に改めるものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、「新型コロナウイルス感染症」の定義を引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項が削られたことに伴う規定の整備であります。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡広域都市計画の高田地区計画の決定に伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、地区計画決定を行った高田地区の区域内における建築物の用途、

構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域の目標に即した土地計画を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するためのものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の採決の結果、出席者全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号「町道の廃止について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第14号「町道の廃止について」

本議案は、道路法第10条第1項及び同条第3項の規定により、路線を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

内容は、全町道の整理再編成を行うにあたり、路線番号や名称の変更なども発生することから一括廃止を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号「町道の認定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「町道の認定について」

本議案は、道路法第8条第2項の規定により、路線を認定することについて、議会の議決を求められたものであります。

内容は、全町道の整理再編成を行うにあたり、路線番号や名称の変更なども発生することから、一括廃止後、新たに認定するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第16号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須信治） 報告いたします。

議案第16号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

内容は、「大字和田」の一部区域を廃止し、新たに「和田1丁目」から「和田5丁目」までの町（丁目）の区域を設定するものです。

なお、当該議案に関し、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示が実施され、公示日の翌日から起算して30日を経過する日までに、同条第2項に規定する変更請求はなかったとの報告を受けております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

両委員長に告げます。

その座席から報告すると、画面に委員長が映っていないので、大変申し訳ないですが、演台で報告をしていただきますようお願いいたします。

以上です。

日程第10、議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」

本議案は、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、当該組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更」

関する協議について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 18 号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し構成団体と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 19 号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 19 号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更について」

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に当該組合の事案として対処することを目的として、当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、当該組合同規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を伺います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8億4,898万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,554万9,000円とするものです。

歳出の補正につきましては、主にコロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を行うことができなかつたための減額補正のほか、経費節減等の執行残による減額補正であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたしま

す。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ880万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,869万3,000円とするものです。

内容は、歳出では、出産育児一時金420万円、受診勧奨委託料460万6,000円を実績等に基づき減額補正するもの。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税420万、保険給付費等交付金460万6,000円の減額補正のほか予算整理するものです。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第22号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ579万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,566万2,000円とするものです。

内容は、実績見込みに伴い、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金579万2,000円の減額補正。

歳入では、後期高齢者医療保険料579万2,000円を減額補正するものです。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第23号「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の補正予算であり、歳入歳出それぞれ2億1,151万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億1,672万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為についての期間を令和2年度から令和3年度に変更するものであります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第24号「令和3年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第24号「令和3年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和3年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,195万6,000円とするものです。

前年度当初予算に対し2億7,270万8,000円の増額となっております。

主な増額要因は、ふるさと寄附金に対する返礼品、天空会館空調設備工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、篠栗小学校屋上防水改修工事、児童館LED化工事、カブトの森公園テニスコートLED化工事などであります。

また、主な減額要因は、オアシス篠栗空調機器更新工事の終了などであります。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政政策、地域活性化事業のほか、合計6の事業債で総額4億7,758万5,000円計上されております。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第25号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第25号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,956万5,000円とするもので、前年度当初予算額に対して約0.8%の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億1,177万2,000円。国民健康保険事業費納付金7億5,412万6,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税5億964万6,000円。保険給付費等交付金等の県補助金19億5,691万1,000円であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第26号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第26号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,265万円とするもので、前年度当初予算額に対して約0.7%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,048万8,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億1,867万1,000円、一般会計繰入金1億1,397万1,000円であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第27号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第27号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の当初予算であり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ13億6,629万8,000円とするものです。

また、一時借入金の最高額は、1億円であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第28号「令和3年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第28号「令和3年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は5億7,596万3,000円に対し、支出の予定額は5億4,513万1,000円となり、3,083万2,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額は1億9,030万円に対し、支出の予定額を3億2,078万円とし、資本的支出額に対し不足する1億3,048万

円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第29号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第29号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は8億6,923万2,000円に対し、支出の予定額は8億6,831万6,000円となり、91万6,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額4億217万4,000円に対し、支出の予定額を5億6,013万1,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億5,795万7,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり

可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第30号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第30号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ563万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,118万円とするものであります。

歳出の補正につきましては、県知事選挙費における増額補正であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第31号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第31号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ725万4,000円を追加し、
予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,921万円とするものです。

歳出の補正につきましては、県知事選挙費における増額補正であります。

予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり
可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

○議長(阿部 寛治) ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和3年第1回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「副町長の選任について」ほか人事案件4件、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめ条例案6件、「財産の処分について」「町道の廃止について」「町道の認定について」「字の区域の変更及び町の区域の設定について」等、各々1件の合計4件、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について」ほか、規約の変更に関する協議等3件、令和2年度補正予算4件、令和3年度当初予算6件に加え、追加議案として提出いたしました4月11日に急遽行われることとなりました県知事選挙に関する令和2年度補正予算、令和3年度補正予算各1件の上程いたしました29議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

令和3年度当初予算は、令和2年度と比べて、予算総額で約2億7,300万円増の103億1,100万円余となりました。令和3年度も、財源を有効に使いな

がら、例年どおりの予算を計上してまいります。総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費を中心に緊急性の高い優先事業に取り組むべく増額計上いたしました。特に、衛生費における新型コロナウイルスワクチン接種事業は、日本全体が早期に完了すべき最優先課題でございます。今後も、追加予算計上のための補正予算審議をお願いすることが予想されます。ワクチン接種希望者全員に対する早期の接種完了を目指して取り組んでまいります。

ただいま成立いたしました令和3年度当初予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒して取り組んでまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、本定例会の開会日に、「篠栗町内において発生した保護責任者遺棄致死事件」について全員協議会で詳細をご報告いたしました。

その前日の3月3日に、教育長、こども育成課長にて報道関係者の質問を受ける機会を持ち、事件発生までの篠栗町の対応をできるだけ詳細にご説明いたしました。その報告でございました。議会全員協議会では、様々なご意見をいただきましたが、私から「今回の事件は、現在容疑者が逮捕されたという状況であり、現時点（3月4日現在）では、今後の捜査の展開を見守るしかない」との報告をいたしました。

その後、報道の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知りとなりました。そうした過程で、日々町長である私自身に対して、様々な意見を電話や手紙、SNSなどで頂戴いたしました。

事件の真相がだんだん明らかになっていくなかで、議案審議の中にも「議会として私たちは何かしなくていいのか」とのご意見をいただきました。

私は、現状では、今後の捜査の展開を見守るしかないとの報告をいたしておりましたが、今回逮捕された2人の容疑者による、通常の世界常識では考えられない事件の異常性がクローズアップされる現実の一方で「篠栗町で5歳児がひもじい思いをしながら衰弱死したという事実」については、私たちは、決して逃げてはならない。こうしたことを二度と起こしてはならないということを強く思うに至りました。

つきましては、お手元のタブレットに記載しておりますが、次のような篠栗町としての行動を議会の皆様とともに起こしたいと思い、次の内容の町民向けのメッセージを作りました。ただいま申し上げた内容と重なる部分もございますが、文面を読みます。

「篠栗町の子どもの命を守るための行動を、篠栗町議会の皆様とともに」

令和2年4月18日に発生した篠栗町での5歳児衰弱死事件は、仏の里篠栗を自負する私たち町民にとって、大変衝撃的な事件でした。改めて、食事を十分に与えられず、衰弱死した男児に心からの哀悼の意を表します。

令和3年3月2日の警察による保護責任者遺棄致死事件発表以降、新聞各紙テレビでの報道等は、幼い子を死に至らしめた2人の容疑者の社会常識を超えた行動と犯罪性が、国民の注目を集めた2週間でありました。

篠栗町、これは行政でございますが、篠栗町としては、3月4日開会の令和3年篠栗町議会第1回定例会全員協議会のなかで、事件に至るまでの現場の対応等の経過を説明した上で、今の時点では、警察によって事件の詳細が明らかになるのを待つほかはないと報告いたしました。

しかし、議員の皆様の中には、幼子が衰弱死に至った経緯を確認する過程で「どこかでこの子を救う道があったのではないか」「議会として私たちは何かしなくていいのか」との声を多くいただきました。

その後、報道機関の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知ることとなりましたが、連日、町長である私自身に対しても、町内外からの様々のご意見を電話や手紙、SNSなどでちょうだいいたしました。

そうしたなか、議会の皆様の発信、町内外から寄せられた様々のご意見を、繰り返し咀嚼し、整理する過程で、次のような思いに至りました。

今回の事件の場合もさることながら、DVやネグレクト、生活困窮、育児ノイローゼやうつ、あるいは家族が自ら命を絶つ場合など、幼くして命を絶たれるケースは様々考えられる。

町長や町議会議員ならびに行政職員は、今回の驚天動地の事件報道に埋もれんとする幼き子が「衰弱死」するに至った経緯をしっかりと検証し、二度とこうした幼い命が奪われることのないよう「町民の幼い命を守る」町民行動の指針をつくるべきではないか。

については、できるだけ早い時期に、これまで分野別に行動していた「青少年健全育成推進協議会」や「子育て世代包括支援センター」、新たにつくる「篠栗町子ども家庭総合支援拠点」「地域学校協働活動」など、関係すると思われる組織を総動員して、一緒に行動していくことのできるような「篠栗町の子どもの命を守る条例」を制定し、町民同士が互いに篠栗町の子どもの命を守ることに真正面から向き合い、現在の希薄になった人間関係を、新たなつながりを持ち続けられることができるよう、子どもから大人、お年寄りまでの地域の人間関係を再構築すべきと考え

ます。

それこそが、今回の不幸な事件を繰り返さない「篠栗町の幼い命をしっかりと守る」ための、町民全体が互助の精神で行動をする篠栗方式となるのではないかとと思うからでございます。

今後、議会の皆様のご意見をしっかりと賜り、早期に「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗ウェイ」を実現すべく、ここに発信いたします。

令和3年3月16日、篠栗町長 三浦 正

早速4月に入ってスタートを切りたいと思います。何とぞ、ご協力、ご指導賜りますようお願いいたします。

1点、本定例会全員協議会にご報告しておかなければならなかった事項がございました。私が失念しておりましたので、ここで少しだけご報告いたしまして、後刻、資料をお送りし、また次の機会にご説明を申し上げたいと思います。

それは、新宮町を除く糟屋郡6町と筑豊地区、直方市、飯塚市、それから鞍手、小竹、桂川の3町の2市9町で、福岡市営地下鉄沿線の建設促進期成会を組織し、福岡県と福岡県議会に要望書を提出した件でございます。

資料を後ほどタブレットにお送りいたしますので、また、そして詳しい説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

さて、3月限りで定年退職される立花博友総務課長、井上勝則産業観光課長のお二方には、長い間の行政職員としてのお勤め大変ご苦労さまでございました。まちづくりにおける行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りして、私からも心から感謝を申し上げます。

昨年11月19日に逝去された前副町長松田秀幹さんの、後任の副町長として、平成25年度から6年間総務課長お願いしていた大塚哲雄氏に決まりました。これからは大塚副町長と二人三脚で、次の時代の「篠栗町の更なる自立」を目指してしっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力してまいりますので、議会におかれましても、引き続きご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。令和3年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長時間誠にありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) 私からも、今年度をもって定年退職を迎えられる皆様にお礼を申し上げます。

立花総務課長、井上産業観光課長におかれましては、今年度をもって退職されると聞き及んでおります。長い間、篠栗町の発展充実のために鋭意尽力されましたこ

とに深く感謝申し上げます。今後は、今まで養われました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において、大いに発揮され、更なるご活躍を期待しております。

本当にありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時15分